

小松島市 産後ケア事業（宿泊型）のご案内

小松島市では、出産後、お母さんの体調の不調や育児の不安がある方に対して安心して子育てができるように産科医療機関で宿泊型産後ケアを実施しています。

例えば・・・「産後、家族の手助けがない」「体調がすぐれない」「授乳が上手くいかない」「初めての子育てで不安」等の悩みがある方がご利用いただけます。



対象となる方

小松島市に住民票がある産後1か月以内のお母さんと乳児で、下記①から③の全てに該当する方

- ①お母さんの心身の不調や育児の不安がある方
- ②お母さん・赤ちゃん共に医療行為の必要がない方
- ③徳島赤十字病院で出産し、お母さん・赤ちゃんの退院後に引き続き産後ケア（宿泊型）の利用を希望される方

産後ケア（宿泊型）の内容

産科医療機関に宿泊し、産後のお母さんと赤ちゃんの体調にあわせて以下のサービスを受けることができます。

- ★母体のケア（母体の管理、生活面の指導、乳房のケア、心のケアなど）
- ★子どものケア（健康管理、発育のチェック）
- ★育児に関する相談・指導（授乳指導、沐浴指導、スキンケアの指導、授乳方法に関する指導、その他必要な育児指導）
- ★食事の提供

ベッドの空きがない時、天災時等やむをえない場合は、利用のご希望にそえない場合があります。

利用料金（自己負担金）

1泊2日につき4,000円＋食事代2,000円

ただし、利用する新生児が複数である場合は新生児1人当たり400円が別途必要です。

利用日数

利用日数は最大7日までです。（徳島赤十字病院では最大6泊7日利用できます）

◎産後ケア事業減免支援として1泊2日につき2,500円（最大5泊6日目まで）自己負担金の免除があります。

◎生活保護世帯・市民税非課税世帯の方は、自己負担金が全額免除されます。

自己負担額の免除を希望される方は、「小松島市産後ケア事業（宿泊型）利用申請書」の「自己負担金の免除に関する申請書・同意書」欄に記載して提出してください。

市民税非課税世帯の方は、同一世帯のうち1人でも課税されている場合は該当しないのでご注意ください。

タイムスケジュール（例）



持参するもの

- ・小松島市産後ケア利用承認通知書（利用決定後、市より送付します）
- ・母子健康手帳・お母さんの健康保険証
- ・お母さんと赤ちゃんの部屋着・下着などの衣類
- ・歯ブラシ・シャンプーなどの洗面用具、生理用品、母乳パット、ガーゼハンカチ等
- ・オムツ・おしり拭き



利用の流れ

1. 利用申請

申請は小松島市母子包括支援センター「おひさま」の窓口及び郵送で受付します。
利用希望日の5日前（土日祝日、年末年始を除く）までに「小松島市産後ケア事業（宿泊型）利用申請書」をご提出ください。※急な利用の場合は、その都度「おひさま」にご相談ください。



2. 利用の決定

サービス利用にあたり、「おひさま」助産師がお母さんと赤ちゃんの健康状態や家庭での育児の状況などの様子をお伺いし、「小松島市産後ケア事業（宿泊型）利用者プラン」を作成します。この利用プランは利用する医療機関に提供されます。
利用が承認された方には「小松島市産後ケア事業（宿泊型）利用承認通知書」を送付します。



3. 利用当日

出産後の退院から引き続いて承認を受けた利用日数の産後ケア（宿泊型）を利用できます。自己負担金等は、医療機関の指示する方法・タイミングで医療機関にお支払いください。

※注意事項※

医療機関の病床の運用や食事の準備等サービス提供先へのご負担になりますので、キャンセル・変更がある場合は、早めに「小松島市保健センター」へご連絡ください。

キャンセルの申し出のタイミングにより、キャンセル料（1泊2日につき4,000円）が必要となる場合があります。

◆申し込み・問い合わせ先◆

〒773-0001

徳島県小松島市小松島町字新港9-10

小松島市保健センター

TEL: 0885-32-3551 FAX: 0885-32-4145

